平成２２年（フ）第１５９号
北海道苫小牧市桜木町１丁目15番26号
破産者　オギハラ測量設計株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３２号
宮城県大崎市松山千石字古代ケ崎26番地
破産者　有限会社桜井工芸
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
山形市吉原２丁目10番28号
破産者　タカハシ・メディカル株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８１０号
横浜市鶴見区元宮１丁目３番17号
破産者　横浜冶金工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３８号
川崎市中原区木月1536番地
破産者　誠和電通工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
東京都世田谷区桜新町１丁目14番17号
破産者　株式会社ルーツ
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１８６号
名古屋市守山区幸心３丁目702番地
破産者　東海ユニット有限会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８号
三重県四日市市波木南台２丁目45番地
破産者　株式会社斎藤工務店
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
三重県四日市市楠町北五味塚1972番地264、開始決定時の住所三重県四日市市大字塩浜569番地１
破産者　齋藤　邦夫
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
三重県桑名市大山田５丁目７番地104
破産者　水谷　弘幸
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
三重県四日市市西日野町2881番地
破産者　有限会社シーネクスト
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
三重県四日市市海山道町３丁目100番地
破産者　加藤　一美
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０３８１号
大阪府東大阪市森河内西２―29―19、住民票上の住所大阪府東大阪市川俣本町７番17号株式会社おくばやし
破産者　奥林　　悟
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７２号
大阪府東大阪市箕輪３丁目６番41号
破産者　ミツワプリンティング株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５６号
大阪府東大阪市若江東町１丁目６番23号
破産者　株式会社マコト
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９８号
大阪市西区川口１丁目３番23―805号
破産者　株式会社プランニングオフィストライ・アングル
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１１号
大阪市中央区谷町９丁目２番14号中田東海ビル402号
破産者　株式会社現代工房
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０６５号
大阪市北区菅原町10番36号、前本店所在地東京都港区北青山１丁目２番３号青山ビルヂング
破産者　エフ・ファビアンライティング・アジア株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７号
大阪府藤井寺市小山１丁目12番15号
破産者　有限会社塚本建設
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４７号
大阪府高石市千代田２丁目３番20号
破産者　有限会社エムプランニング
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
兵庫県宝塚市売布３丁目３番５号
破産者　木村　弥生
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部